

# 駐車場附置義務条例の改正について（お知らせ）

## 1 条例改正の背景

これまで「駐車場の総量確保」の取組みを進めてきましたが、四輪車駐車場の供給量の充足や小規模な駐車場の増加、駐車場が散在しているなどの実態に加え、公共交通の利用促進を図っていく必要があることなどを踏まえ、「**まちづくりと連携した駐車場施策**」へ転換していくこととし、**条例の見直し（緩和）**を行いました。

## 2 施行日 令和5年4月1日（施行日以後に工事着手する者から適用）

## 3 条例改正のポイント！

### Point 1 附置義務駐車台数を緩和します

- 百貨店その他の店舗**以外**の特定用途：現行 150㎡毎に1台 ⇒ 改正 **250㎡毎に1台**
- マンションなどの非特定用途：現行 400㎡毎に1台 ⇒ **廃止** など

### Point 2 さらに駐車台数の低減が可能になります

- ① 公共交通機関の利用促進策の取組みを行う場合：10%～20%低減
  - ② 都市再生緊急整備地区内の場合：10%低減
  - ③ 二輪車等駐車場を設置する場合：二輪車等駐車場5台につき、1台緩和
- ※ 百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く

### Point 3 幅3.5m以上、奥行5m以上の駐車マスの設置を完全義務化します

- 附置義務の対象となるすべての建築物について、駐車施設のうち1台以上は車いす使用者等が円滑に利用することができる駐車施設を建築物の出入口からできるだけ近い場所に設置することを義務化します

具体的には、、、

### Point 1 附置義務駐車台数の緩和（原単位の緩和）

（現行条例）

地区	駐車場整備地区、商業・近隣商業地域		周辺地区
原単位	特定用途に供する部分		非特定用途に供する部分
	150㎡毎に1台		400㎡毎に1台
			特定用途に供する部分
			150㎡毎に1台

（改正後）

地区	駐車場整備地区、商業・近隣商業地域		周辺地区
原単位	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	その他の特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分
	150㎡毎に1台	250㎡毎に1台	対象外
			特定用途に供する部分
			250㎡毎に1台

## Point 2 附置義務台数の緩和（低減措置）（百貨店その他の店舗の用途は除く）

### ①公共交通機関の利用促進策の取組みを行う場合



公共交通利用促進措置		低減措置（低減台数）
従業員に対する公共交通利用の促進	自家用車等での通勤割合が20%以下	<b>附置義務台数×20%</b>
	自家用車等での通勤割合が30%以下	<b>附置義務台数×10%</b>

### ②都市再生緊急整備地域内の場合

#### 【低減措置（低減台数）】

- 低減台数 = **駐車義務台数×10%**



〈図 - 都市再生緊急整備地域〉

### ③二輪車等駐車を設置する場合

#### 【低減措置（低減台数）】

- 二輪車等駐車場 **5台設置につき附置義務台数を1台低減**



## Point 3 車いすを使用する方などのための駐車施設の設置を完全義務化

- 対象施設：附置義務対象のすべての建築物
- 設置台数：附置義務駐車施設のうち1台以上
- 設置位置：建築物の出入口からの距離ができるだけ近い場所

### － 参考 － 台数の計算例（延べ面積6,000㎡の事務所で以下の低減措置を講じた場合）

- ・ 低減措置① ～ 自家用車等での通勤割合が20%以下
- ・ 低減措置② ～ 二輪車等駐車場を5台設置する

【現 行】  $6,000\text{㎡} \div 150\text{㎡/台} = 40\text{台}$



【改正後】  $6,000\text{㎡} \div 250\text{㎡/台} = 24\text{台}$

低減措置① =  $24\text{台} \times 20\% = 4.8 \rightarrow 4\text{台}$ （切り捨て）

低減措置② = 1台

附置義務台数 =  $24\text{台} - (4\text{台} + 1\text{台}) = 19\text{台}$

（問い合わせ）  
長崎市土木部土木企画課  
電話番号：095-829-1415